

議案第 33 号

取手市火災予防条例の一部を改正する条例について

取手市火災予防条例（昭和 37 年条例第 69 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 6 月 3 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正され、一定の条件を満たした場合の住宅用防災警報器等の設置の免除の要件の追加や文言の整理がされたことを踏まえ、本市においても当該省令基準に従い同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市火災予防条例の一部を改正する条例

取手市火災予防条例（昭和37年条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。)</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が75度以下で種別が1種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)から(5)まで (略)</p> <p>(6) <u>第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号)第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準</u></p>	<p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本工業規格</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が75度以下で<u>作動時間が60秒以内</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)から(5)まで (略)</p>

の例により設置したとき。

(7) (略)

(6) (略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第1項の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。